

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成30年10月3日

(契約責任者) 西日本高速道路株式会社 九州支社

大分高速道路事務所 所長 北畑 雅義

1. 工事概要

- (1) 工事名 東九州自動車道 弥生PA (上り線) 電気設備工事
(協議合意方式・電子入札対象)
- (2) 工事場所 大分自動車道
自) 大分県由布市湯布院町大字川北 (湯布院IC)
至) 大分県速見郡日出町大字南畑 (日出JCT)
東九州自動車道
自) 大分県速見郡日出町大字南畑 (速見IC)
至) 大分県別府市大字鶴見 (別府IC)
自) 大分県津久見市大字上青江 (津久見IC)
至) 大分県佐伯市大字上岡 (佐伯IC)
- (3) 工事内容 本工事は、弥生PA (上り線) 新設に伴う道路照明、分岐点点滅灯、
低圧引込設備、情報ターミナル、デジタルポスターの新設、伝送交換設
備改造及び日出JCT照明更新を行う工事であり、上記に係る試験調整
等を含むものである。
- (4) 工事概算数量 弥生PA (上り線)
道路照明 8灯
分岐点点滅灯 1基
低圧引込設備 1箇所
情報ターミナル 1基
デジタルポスター 1基
伝送交換設備 1式 (既設改造)
日出JCT
照明更新 40灯
- (5) 工期 契約締結日の翌日から300日間
- (6) 本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、
電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
- (7) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する価格落札方式 (協議合意方式付) の対象工
事である。
- ① 最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格の以下の場合
最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札

金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。

② 最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において最低の価格をもって入札をした者の入札金額が契約参考価格を超える場合、入札者に対する指示書第18-3に基づき最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

(8) 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

(9) 紙入札方式の場合(8)の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

(10) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。

入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認(以下「技術確認」という。)を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認めた価格を活用して契約参考価格の設定を行う方式をいう。

(11) 本工事における契約責任者、下記2.(2)に規定する競争参加資格条件及びその他の条件は、契約参考価格にかかわらず本工事の入札公告時における発注規模に基づくものである。

2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち、「電気工事」の資格を有し、かつ、「等級B又は等級C」に格付けされている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 西日本高速道路株式会社が発注した工事の入札公告の前年度から起算した過去2年間(平成28年度及び平成29年度)に完成・引渡しが完了した当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

(4) 地理的条件

施工地域内（大分県）又は隣接県（福岡県、熊本県、宮崎県）における建設業法の許可に基づく本店を有すること。

(5) 施工実績

平成15年度以降に元請けもしくは1次下請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、元請けとしての施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

同種工事

道路照明設備として照明灯具の設置を実施した工事

(6) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。

- ① 専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。
- ② 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ③ 監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域4」において、指名停止を受けていないこと。

(8) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所 総務課 課長 門田 仁志
〒870-0879 大分県大分市大字金谷迫字塚田1438
電話 097-546-8061

(2) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：平成30年10月3日（水）から平成30年10月19日（金）まで（土曜

日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。

②交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「184110003」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記3.

(1)の場所において入手することができる。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成30年10月4日（木）から平成30年10月19日（金）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出場所：上記3.(1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※1）（以下「郵送等」という。）すること。

※1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

④その他

- ・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
- ・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成30年11月5日（月）までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
- ・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
- ・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成30年11月16日（金）午後4時00分までに持参又は郵送等の方法により、上記3.(1)の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

(4) 入札書の提出期限、場所及び提出方法

①提出期限：平成30年12月12日（水）午前11時00分まで。（ただし、郵送等による入札については、期限までに上記3.(1)へ必着させること。）

②提出場所：上記3.(1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送等すること。

(5) 開札の日時及び場所

①開札日時：平成30年12月13日（木） 午前10時00分

②開札場所：上記3.(1)の会議室

4. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

イ) 入札保証金 免除

ロ) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本工事においては最低制限価格を設定しており、これを下回る価格で入札が行われた場合には、当該入札者を落札者とししない。

(4) 入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(5) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報入手するための照会窓口は、上記3.(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 紙入札方式による参加を希望する場合の手続

紙入札方式による参加を希望する者は、上記3.(3)①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加(変更)届出書(電子入札留意事項様式1)を、上記3.(1)に示す場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。

(13) 詳細は入札説明書による。

以 上